

[裁判所トップページ](#) > 裁判例情報


判例検索システム > 検索結果詳細画面

[統合検索](#)[最高裁判所
判例集](#)[高等裁判所
判例集](#)[下級裁判所
判例集](#)[行政事件
裁判例集](#)[労働事件
裁判例集](#)[知的財産
裁判例集](#)

最高裁判例

事件番号	昭和27(才)446
事件名	家屋明渡請求
裁判年月日	昭和29年01月22日
法廷名	最高裁判所第二小法廷
裁判種別	判決
結果	棄却
判例集等巻・号・頁	民集 第8巻1号207頁

原審裁判所名	東京高等裁判所
原審事件番号	
原審裁判年月日	昭和27年04月28日

判示事項	賃貸人の自己使用の必要と借家法第一条の二の「正当事由」の有無
裁判要旨	借家法第一条の二にいわゆる「 正当の事由 」とは、賃貸借当事者双方の利害関係その他諸般の事情を考慮し、社会通念に照し妥当と認むべき理由をいい、賃貸人が自ら使用することを必要とする一事により、直ちに「 正当の事由 」ありとはいえない。
参照法条	借家法1条の2
全文	 全文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由について。

借家法第一条の二にいわゆる「正当の事由」とは、賃貸借当事者双方の利害関係
その他諸般の事情を考慮し、社会通念に照し妥当と認むべき理由をいうのであつて
所論のように賃貸人が自ら使用することを必要とするとの一事を以て、直ちに右「
正当の事由」に該当するものと解することのできないことは既に当裁判所判例の示
すところである。その他論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に
関する法律」（昭和二五年五月四日法律一三八号）一号乃至三号のいずれにも該当
せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められ
ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと
おり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一 郎